

いわき市環境基本条例

平成9年3月31日
いわき市条例第4号

改正 平成12年8月25日いわき市条例第89号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 環境の保全に関する施策の基本指針等（第7条―第9条）

第3章 環境の保全のための基本的施策（第10条―第22条）

第4章 環境審議会（第23条―第29条）

附則

わたしたちのふるさと「いわき」は、広大な市域面積を有し、西に阿武隈高地、そこに源を発するいくつもの河川、東に太平洋、白砂青松の海岸線など、豊かで多様な自然資源に恵まれている。わたしたちは、これらの自然の恵みの中で生活を営み、それぞれの地域の特性に応じた伝統や文化を育んできた。

しかしながら、近年の都市化の進展、市民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本市においても従来の環境行政の枠組みだけでは対応が困難な都市型や生活型の公害などの問題が顕在化してきており、さらに、わたしたち一人ひとりの営みが直接又は間接に地球環境に影響を与えるまでに拡大してきていることから、新たな対応が求められている。

健全で恵み豊かな環境の下に健康で文化的な生活を営むことは、市民の権利であり、わたしたちは、この環境を保全し、将来の世代に引き継いでいかなければならない。

わたしたちは、環境が限られた資源であることを深く認識し、市、事業者及び市民が相互に協力し合い、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然とが健全に共生できるふるさと「いわき」の実現を目指していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削

によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全是、市民が健康で文化的な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代に継承できるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全是、本市の多様な自然環境において、それぞれの地域特性に配慮し、人と自然とが健全に共生できるように適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全是、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進等により環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的な発展が可能な社会を構築することを旨として、市、事業者及び市民の適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 環境の保全是、地域の環境が地球全体の環境と密接な関係にあることを考慮し、あらゆる活動において地球環境保全が図られるように積極的に行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、自ら環境についての理解を深め、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自主的かつ積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する施策の基本指針等

（施策の基本指針）

第7条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。
- (3) 豊かな緑及び清らかな水に恵まれた生活環境の確保、地域の特性が生かされた良好な景観の形成並びに歴史的又は文化的遺産の保全が図られること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、いわき市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、いわき市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（年次報告書）

第9条 市長は、環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全のための基本的施策

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮するものとする。

（規制の措置）

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

（誘導的措置）

第12条 市は、事業者又は市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全のための適切な措置をとるように誘導するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備の推進）

第13条 市は、下水道等の環境への負荷の低減のための施設及び公園、緑地等の快適な生活環境の確保のための施設の整備を推進するものとする。

（資源の循環的な利用等の推進）

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理等に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（恵まれた生活環境の確保等）

第15条 市は、生物の多様性等の確保に配慮しつつ、快適かつ良好な生活環境を確保するため、森林及び緑地並びに水環境の維持及び形成に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（良好な景観の形成等）

第16条 市は、地域の特性が生かされた快適な生活環境を確保するため、良好な景観の形成及び歴史的又は文化的遺産の保全に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全に関する教育及び学習の振興等）

第17条 市は、関係機関等と協力して、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深めるとともにその自発的な環境の保全に関する活動を促進するため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の促進）

第18条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第19条 市は、第17条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進を図るため、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査の実施等）

第20条 市は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な調査を実施し、及び監視、測定等の体制の整備を図るように努めるとともに、国、他の地方公共団体、民間の調査研究機関等と連携し、環境の保全に関する情報の収集等に努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第21条 市は、環境の保全に関する施策であって、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

（地球環境保全に関する国際協力の推進）

第22条 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

（設置）

第23条 環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する等のため、いわき市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第24条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項
- 2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第25条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 各種団体の代表者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第26条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第27条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（部会）

第28条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（委任）

第29条 第23条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（いわき市環境審議会条例の廃止）

- 2 いわき市環境審議会条例（平成7年いわき市条例第4号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前のいわき市環境審議会条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員である者は、第25条第2項の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。
- 4 前項の委員の任期は、旧条例第3条第2項の規定により委嘱又は任命された日から起算する。

附 則（平成12年8月25日いわき市条例第89号）

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

いわき市公害防止条例

昭和46年9月30日

いわき市条例第41号

改正 昭和58年3月23日いわき市条例第14号
平成7年3月28日いわき市条例第4号

平成4年3月30日いわき市条例第17号
平成9年3月31日いわき市条例第1号

（目的）

第1条 この条例は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、事業者、市及び市民の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によつて人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任において次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）公害防止施設を設置し、又は操業方法の改善等を行なうこと。
- （2）大気汚染、水質汚濁の原因となる物質の排出等及び工場又は事業場の周辺の状況を常には握すること。
- （3）騒音、振動、地盤沈下及び悪臭について、前号に準じて行なうこと。
- （4）公害防止組織を整備し、公害防止施設の適正な管理を行なうこと。
- （5）産業廃棄物の処理を適切に行なうこと。
- （6）工場又は事業場内の緑化、環境の美化に努めること。
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要な措置を講ずること。

2 事業者は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、市民の健康及び安全かつ快適な生活を確保するため、国及び県の公害の防止に関する施策とあいまつて、この条例に規定する施策を講じなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、公害を発生させることのないように常に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

（公害の防止に関する施策）

第6条 市長は、おおむね次に掲げる施策を講じ、公害の防止に努めるものとする。

- （1）公害の防止に資するための土地利用の計画、緑地の保全その他自然環境の保護に関すること。
- （2）公害を防止するために必要な都市施設等の整備に関すること。
- （3）公害の状況をは握するために必要な監視及び測定に関すること。
- （4）公害に関する知識の普及及び啓蒙に関すること。
- （5）事業者が行なう公害の防止のための施設の設置又は改善についての指導及び資金のあつ旋に関すること。

（苦情等の処理）

第7条 市長は、公害に係る市民の苦情、陳情等について、必要に応じ、県及び関係市町村と協力し、その適切な処理に努めるものとする。

（公害防止計画の提出命令）

第8条 市長は、事業者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて公害防止計画（以下「防止計画」という。）の提出を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により防止計画の提出を命ずるときは、当該防止計画に記載すべき事項を示して行なわなければならない。

（計画変更命令）

第9条 市長は、前条第1項の規定により、提出された防止計画が公害を防止するために適切でないと認めるときは、当該防止計画の変更を命ずるものとする。

（実施命令）

第10条 市長は、事業者が第8条第1項の規定により提出した防止計画又は前条第1項の規定により変更を命じられた防止計画において定めた措置を講じないときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該措置の実施を命ずるものとする。

（完了届）

第11条 第8条第1項又は第9条第1項若しくは前条第1項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置を完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（公害防止協定）

第12条 事業者は、市長が自然的、社会的条件その他の事由により、特に公害を防止する必要があると認めて申入れをしたときは、公害防止協定を締結するように努めなければならない。

（事故時の措置等）

第13条 事業者は、その管理する施設について故障、破損その他の事故が発生し、当該事故により公害が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、直ちにその事故について地域住民に周知するとともに応急の措置を講じ、かつ、その事故をすみやかに復旧するように努めなければならない。

2 前項に規定する事故が発生したときは、事業者は、すみやかに当該事故の状況並びに応急の措置の内容及び復旧計画を市長に報告しなければならない。

3 前項の復旧計画の措置を完了したときは、すみやかにその旨を市長に報告しなければならない。

（緊急時の措置等）

第14条 市長は、大気汚染又は水質汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあると認める場合は、関係事業者に対し、直ちにばい煙又は汚水の排出量の減少その他必要な措置について要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた事業者は、すみやかに適切な措置を講ずるとともに、その状況を市長に報告しなければならない。

3 市長は、気象状況の影響による大気汚染又は異常な渇水その他これに準ずる事由による水質汚濁が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずるおそれがあると認める場合は、関係事業者に対し、直ちにばい煙又は汚水の量又は濃度の減少、ばい煙又は汚水の発生施設の使用についての制限その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（立入検査）

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、事業者の工場又は事業場に立ち入り、その施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告の徴収）

第16条 市長は、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告を求めることができる。

（規則への委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第18条 第10条第1項の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第8条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第19条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

（1）第13条第2項及び第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（2）第15条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前2条に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、昭和46年11月1日から施行する。ただし、第18条の規定は、昭和47年4月1日から施行する。

2 いわき市公害対策審議委員会設置条例（昭和42年いわき市条例第13号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により任命されているいわき市公害対策審議委員会の委員は、この条例により任命されたいわき市公害対策審議会の委員とみなし、その委員の任期は、旧条例の規定による任命の日から起算する。

4 旧条例第8条の規定は、この条例の施行の日から昭和47年3月31日までの間、なおその効力を有する。

附 則（昭和58年3月23日いわき市条例第14号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月30日いわき市条例第17号）

この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則（平成7年3月28日いわき市条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日いわき市条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

いわき市公害防止条例施行規則

昭和47年3月31日
いわき市規則第13号

改正 平成7年3月31日いわき市規則第28号 平成9年9月26日いわき市規則第47号
(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市公害防止条例(昭和46年いわき市条例第41号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公害防止施設管理責任者)

第2条 事業者は、条例第3条第1項第4号の規定による適正な管理を行なうため、公害防止施設管理責任者を選任しなければならない。

(市民健康診断)

第3条 市長は、公害の発生により、市民の健康に影響があると認めるときは、健康診断を実施し、保健指導を行なうものとする。

2 前項の健康診断の実施細目については、そのつど定める。

(公害防止計画に記載すべき事項等)

第4条 条例第8条第2項に規定する公害防止計画に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公害防止計画の概要
- (2) 公害防止施設等名
- (3) 現況
- (4) 対策内容
- (5) 効果
- (6) 工事費
- (7) 工期

2 公害防止計画は、正副2通作成し、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 公害防止施設等の設置場所を示す工場の図面
- (2) 公害防止施設の構造図
- (3) 操業系統図及び処理工程図
- (4) 工事工程表
- (5) 工場の新設及び増設にあつては、事業計画書

(公害防止計画の提出)

第5条 公害防止計画の提出期限は、市長が命令を発した日の翌日から起算して、60日以内とする。

(承認の通知)

第6条 市長は、公害防止計画の提出があつたときは、提出のあつた日の翌日から起算して、30日以内に承認の通知をするものとする。ただし、その期間について市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による通知は、公害防止計画承認書(第1号様式)によるものとする。

(計画変更の命令)

第7条 条例第9条の規定による命令は、変更の内容及び理由を記載した文書によつてしなけれ

ばならない。

（実施の命令）

第8条 条例第10条の規定による命令は、公害防止計画の内容及び期限を記載した文書によつてしなければならない。

（着工届）

第9条 条例第8条第1項の命令に基づき公害防止計画の承認を受けた者、条例第9条の規定による公害防止計画の変更を命ぜられた者又は条例第10条の規定による措置の実施を命ぜられた者は、当該公害防止計画に基づいて着工したときは、着工した日から7日以内に公害防止施設等着工届（第2号様式）によつてしなければならない。

（完了届）

第10条 条例第11条の規定による届出は、当該措置を完了した日から7日以内に公害防止施設等完了届（第3号様式）によつてしなければならない。

（住民への周知の方法）

第11条 条例第13条第1項の規定による周知は、拡声機等を使用して行なうものとする。

（事故発生報告）

第12条 条例第13条第2項の規定による報告は、直ちに電話その他の方法により状況を通報し、事故発生報告書（第4号様式）によつてしなければならない。

（復旧工事完了報告）

第13条 条例第13条第3項の規定による報告は、事故復旧工事完了報告書（第5号様式）によつてしなければならない。

（緊急時の措置要請）

第14条 条例第14条第1項の規定による要請基準は、別に定める。

（緊急時の措置報告）

第15条 条例第14条第2項及び第4項の規定による報告は、緊急時における措置報告書（第6号様式）によつてしなければならない。

（身分証明書）

第16条 条例第15条第2項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書（第7号様式）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月31日いわき市規則第28号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、所要の調整を行って引き続き使用することができる。

附 則（平成9年9月26日いわき市規則第47号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年10月1日から施行する。

第1号様式～第7号様式（省略）

公害防止協定締結基準

いわき市公害防止条例(昭和46年いわき市条例41号)第12条に規定する公害防止協定について、工場・事業場(以下「工場等」という。)の規模が次の1から3までに掲げるいずれかの要件に該当する場合には、当該工場等の設置者に対し、締結の申入れを行なうものとする。

また、工場等の規模が次の4に掲げるいずれかの要件に該当する場合は、立地地域、周辺地域における工場等の集積度及び環境基準の達成状況等を考慮し、適時適切に協定締結の検討を行い、締結が必要と判断された場合も同様とする。

1 大気関係

- ① 同一敷地内に設置されるばい煙発生施設の排出口から大気中に排出される排出ガス量の合計が、1時間当たり4万立方メートル以上である。
- ② ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量が、零℃1気圧の状態に換算して、1時間当たり10立方メートル以上である。

2 水質関係

1日当たりの平均的な排水（ただし、工場等に起因する水質汚濁物質を含まない水であって、単独の排出口から排出される水は除く。以下同じ。）の量が、1万立方メートル以上である。

3 有害物質関係

次に掲げるいずれかの物質の排出濃度が法令規制値の8割以上であり、かつ同一敷地内に設置されるばい煙発生施設の排出口から大気中に排出される排出ガス量の合計が1時間当たり1万立方メートル以上又は1日当たりの平均的な排水の量が1千立方メートル以上である。

- ① 大気汚染防止法施行令第1条及び水質汚濁防止法施行令第2条に規定する有害物質
- ② ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項に規定するダイオキシン類
- ③ 福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第2条に規定する指定有害物質

4 検討を行なう基準

(1) 大気関係

- ① 同一敷地内に設置されるばい煙発生施設の排出口から大気中に排出される排出ガス量の合計が、1時間当たり1万立方メートル以上である。
- ② 燃料としてプラスチック又は廃棄物固形化燃料(原料の全部又は一部として廃棄物を使用し、圧縮成形、押出成形等により当該廃棄物等を固形化したものをいう。)で廃棄物でないものを使用するばい煙発生施設の規模が、火床面積が0.5平方メートル以上であるか、又は燃焼能力が1時間当たり50キログラム以上である。
- ③ 廃棄物の中間処理業において、廃棄物焼却炉の燃焼能力が1時間当たり1,000キログラム以上である。

(2) 水質関係

- ① 1 日当たりの平均的な排出水の量が、1 千立方メートル以上である。
- ② 放流水中の BOD 負荷量が、放流水の放流先河川の放流地点下流に位置する環境基準点における同負荷量(年間平均値)の 10 分の 1 以上である。

(3) 有害物質関係

3 に掲げる物質の排出濃度が法令規制値の 8 割以上であり、かつ同一敷地内に設置されるばい煙発生施設の排出口から大気中に排出される排出ガス量の合計が 1 時間当たり 1 万立方メートル未満又は 1 日当たりの平均的な排出水の量が 1 千立方メートル未満である。

(4) その他

現行の法令等では規制対象とならないことから十分な環境保全対策がとれない分野であること、環境への影響に関し市民が不安を抱いていることなどに対し、市民の安全・安心を確保するため、市長が特に必要と認めた場合。

用語の解説

（ア 行）

悪 臭

人が感じる「いやなにおい」「不快なにおい」の総称。事業活動に伴って発生する悪臭については、「悪臭防止法」に基づき規制が行われている。

アスベスト

37 ページ「アスベストとは」参照。

硫黄酸化物（SO_x）

一酸化硫黄、二酸化硫黄などの硫黄の酸化物の総称。石油や石炭等の硫黄分を含む化石燃料を燃やしたときに発生する。大気汚染の原因物質として、人の呼吸器系に障害を与えたり、植物を枯らしたり、酸性雨の原因にもなる。

一酸化炭素（CO）

14 ページ「表 3－3－1 大気汚染物質の説明」参照。

上乘せ基準

ばい煙や汚水などの排出規制に関して、それぞれ国の規制基準が定められているが、自治外がその自然的・社会的条件からの判断に基づき、条例で定めたより厳しい基準。

SS（浮遊物質）

Suspended Solid の略。水中に懸濁している不溶性物質。

オゾン層

地球の上空 25km 付近にあるオゾンを多く含む大気層で、太陽光から出る有害な紫外線を吸収する。フロン等によるオゾン層の破壊が確認されたため、オゾン層破壊物質の削減に向けた国際的な取り組みが進められている。

温室効果ガス

地表面から放出される熱を吸収し、宇宙空間に逃げないように閉じ込めてお

く温室のような効果を持つ大気中の気体の総称。二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン等がある。近年、大気中に二酸化炭素を中心とする温室効果ガスが増加しており、気候の温暖化が問題となっている。

（カ 行）

環境アセスメント（環境影響評価）

事業の実施などにより環境に及ぼす影響やその防止対策について、事前に調査、予測、評価をすること。

環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項において、政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準と定められている。

環境ホルモン（外因性内分泌攪乱化学物質）

プラスチックや農薬等、数多くの工業製品に含まれる化学物質で、生体のホルモンと類似の働きをし、微量で生物機能に大きな影響を及ぼす物質。環境ホルモンとして疑われている物質は約 70 種あるが、その濃度に関する人体や生態系への影響など不明な点が多く、その解明が急がれている。

公 害

「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号) 第 2 条第 3 項において、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずる

ことと定義されている。

公害防止協定

「いわき市公害防止条例」（昭和 46 年いわき市条例第 41 号）第 12 条の規定に基づき、市と公害の発生源を有する企業との間で、公害の規制基準や、生産設備の新增設時の協議義務など、主に法律等で規定されていない公害の防止に関する措置について協議し、双方合意の上で締結する協定。

光化学オキシダント

工場・事業場、自動車などから発生する窒素酸化物や炭化水素系物質（主に非メタン炭化水素）が、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより発生する。光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物などの植物への影響も観察されている。光化学スモッグ注意報は、大気中の光化学オキシダント濃度が継続的に 0.12ppm を超えると判断された場合に発令される。

公共用水域

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項の規定において、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（終末処理場を設置する公共下水道及び流域下水道（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）と定義されている。

（サ 行）

再生可能エネルギー

再生可能エネルギーは「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるもの」と「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成 21 年法律 72 号）によって定義されている。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱

その他自然界に存する熱、バイオマスを指す。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要がある。

酸性雨

39 ページ「酸性雨とは」参照。

COD（化学的酸素要求量）

73 ページ「用語の説明」参照。

新エネルギー

「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面で制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成 9 年法律第 37 号）で定義されており、再生可能エネルギーのうち、太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力などを指す。新エネルギーは、大きく分けて発電分野と熱利用分野に分けられており、発電分野には太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小規模水力発電、地熱発電の 5 つがある。熱利用分野は、太陽熱利用、バイオマス熱利用、温度差熱利用、雪氷熱利用の 4 つがある。また、発電分野かつ熱利用分野にバイオマス燃料製造がある。

ゼロエミッション

社会を構成する様々な主体が相互連携することにより、廃棄物を出さない経済社会、地域社会、企業経営の実現を目指す幅広い理念であり、資源循環型社会を構築するための有効的な手段。1994 年（平成 6 年）に国連大学がゼロエミッション研究構想（ZERI:Zero Emissions

Research Initiative) として提唱し、異業種産業(企業)連携により廃棄物を出さない経済社会を築くことを基本的な考え方としている。具体的には、「A 社から排出された廃棄物を B 社が原材料として使用し、B 社から排出された廃棄物を C 社が原材料として利用する」というような廃棄物の資源化を可能にする新しい産業連鎖システムを創設し、最終処分（埋立処分）される廃棄物を限りなくゼロに近づけていこうとするもの。

全窒素

73 ページ「用語の説明」参照。

全 燐

73 ページ「用語の説明」参照。

総量規制

大気汚染や水質汚濁の防止を図るため、工場・事業場が集中している地域において、ばい煙等の発生施設ごとの排出規制では環境基準の確保が困難である場合に、地域全体の排出総量を削減するために用いられる規制手法。地域を指定し、排出の規制をするものであるが、個々の発生施設ごとの排出基準より厳しい基準が設けられる。

（タ 行）

ダイオキシン類

非常に強い毒性を持つ有機塩素化合物。ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)をまとめてダイオキシン類という。炭素、酸素、水素、塩素を含む物質が燃焼される過程で非意図的に生成される物質で、主にごみの焼却などにより非意図的に発生し、その猛毒性（発がん性、催奇形性等）が問題となっている。

大気汚染常時監視システム

窒素酸化物や浮遊粒子状物質等の大気汚染物質の濃度や風向・風速等の気象状況など、大気環境データをリアルタイ

ムで収集・配信するシステム。

大腸菌群数

大腸菌及びこれと類似した菌の数。大腸菌群が検出された場合、人畜等のし尿の混入が疑われ、赤痢菌やチフス菌などの病原菌が存在する可能性がある。

窒素酸化物（NOx）

窒素と酸素の反応により生成された物質の総称。このうち、主に大気中に存在するのは一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）で、光化学スモッグの原因の一つになっている。主な発生源は、自動車、工場、家庭の暖房等である。

DO（溶存酸素量）

Dissolved Oxygen の略。水中に溶けている酸素量をいう。溶存酸素は、水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものであり、不足すると水は嫌気性状態となり、嫌気性細菌により硫化水素、メタン等が発生し、悪臭の原因となることがある。なお、20℃、1 気圧での飽和溶存酸素量は約 9mg/L である。

TEQ（毒性等量）

Toxicity Equivalency Quantitiy の略で、毒性等量という。ダイオキシン類の毒性は、種類によって大きく異なるため、最も毒性が強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して評価する。TEQ は、換算した濃度であることを明示するための記号である。

低公害車

従来のガソリン車、ディーゼル車などに比べ、窒素酸化物や粒子状物質などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性が優れているなどの環境にやさしい車。平成 13 年 7 月に国において策定された「低公害車開発普及アクションプラン」においては、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリット車及び低燃費かつ低排出ガス認定車を実用段階にある低公害

車として位置付けている。

等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）

変動する騒音のレベルのエネルギー的な平均値であり、音響エネルギーの総暴露量を時間平均した物理的な指標であるため、異なる音源からの騒音を合成したり、特定の音源の寄与割合を求めたりといった予測評価等が容易になる。

（ナ 行）

75%値

73 ページ「用語の説明」参照。

二酸化硫黄（ SO_2 ）

14 ページ「表 3-3-1 大気汚染物質の説明」参照。

二酸化窒素（ NO_2 ）

14 ページ「表 3-3-1 大気汚染物質の説明」参照。

ノルマルヘキサン抽出物質含有量

溶剤の一種であるノルマルヘキサンにより抽出される物質の含有量を示す。抽出される物質は、主として油性物質であるので、油分と通称される場合もある。

（ハ 行）

ばい煙

燃料及びその他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん及び有害物質の総称。

非メタン炭化水素

14 ページ「表 3-3-1 大気汚染物質の説明」参照。

BOD（生物化学的酸素要求量）

73 ページ「用語の説明」参照。

微小粒子状物質（ $PM_{2.5}$ ）

14 ページ「表 3-3-1 大気汚染物質の説明」参照。

pH（水素イオン濃度指数）

水素イオン濃度を表す指数で、水素イオン濃度の逆数の常用対数として定義された量。pH=7 が中性で、7 よりも低いと酸性が強く、7 よりも高いとアルカリ性が強い。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）

耐熱、耐薬品性、絶縁性に優れているが、毒性が非常に強い有機塩素化合物。その特性上、可塑剤、絶縁油等、多くの用途がある。その毒性や廃棄困難性から、1972 年に製造が中止されたが、全国の事業所等に数千トン保管されているといわれており、その処理が課題となっている。

浮遊粒子状物質（SPM）

14 ページ「表 3-3-1 大気汚染物質の説明」参照。

（ヤ 行）

有害大気汚染物質

継続的に摂取すると、人の健康を損なう恐れのある物質で、大気汚染の原因となるもの（ばい煙中の硫黄酸化物、有害物質、及び特定粉じんを除く。）をいう。

国においては、有害大気汚染物質として 248 物質が指定されており、大気汚染防止法ではその中から優先的に対策に取り組むことが望まれる 23 物質を優先取組物質としている（平成 24 年 3 月末現在）。また、優先取組物質のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びベンゼンの 3 物質については指定物質として環境基準が設定されており、平成 13 年度からは、加えてジクロロメタンについても環境基準が設定された。

（単 位）

重 さ

1 t (1 トン)	= 1000kg
1 kg (1 キログラム)	= 1000 g
1 g (1 グラム)	1 g = 1 g

1mg （1 ミリグラム） = 1000 分の 1g
 $1\mu\text{g}$ （1 マイクログラム） = 100 万分の 1g
 1ng （1 ナノグラム） = 10 億分の 1g
 1pg （1 ピコグラム） = 1 兆分の 1g

濃 度

ppm (parts per million)、 ppb (parts per billion) 等は、ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに用いられる。ある物質

が 1m^3 (=100 万 cm^3) 中に 1cm^3 含まれていれば、その物質の濃度は 1ppm と表示される。

1% = 100 分の 1
 1ppm = 100 万分の 1
 1ppb = 10 億分の 1
 1ppt = 1 兆分の 1

環境行政のあゆみ

年 月 日	事 項
41.10. 1	いわき市誕生と同時に、企画調整室公害対策班が発足
42. 3.31	いわき市公害対策審議会設置条例の制定
42. 7. 1	磐城、勿来の両地区に、公害対策処理委員会の設置(旧磐城、勿来市の組織を継承して再設置)
42. 7.15	いわき市公害対策審議会の設置
42. 8. 3	公害対策基本法の制定(同日施行)
43. 6. 1	公害モニターを設置し、70 名に委嘱
43. 6.10	大気汚染防止法及び騒音規制法の制定(43.12.1 施行)
44. 4. 1	市民部に公害課を設置
45. 3.20	騒音規制法に基づく規制地域の指定
45. 4. 1	騒音規制法の一部事務委任
45. 5. 4	公害パトロール車による移動測定開始
45. 6. 4	日本水素工業(株)小名浜工場と小名浜地区公害対策連絡委員会との間に民間公害防止協定締結
45. 7.10	東京教育大学の一助手がいわき地区の農家保有米と土壌中のカドミウム調査結果を発表 カドミウム汚染問題で、住民との協議、水田土壌及び産米カドミウム分析、住民健康調査を実施
45. 7.11	市内主要工場(7社)と公害防止協定締結
45. 9. 9	市内主要工場(5社)と公害防止協定締結
45.10. 1	市水産公害対策協議会を設置
45.10. 8	いわき市議会に公害対策特別委員会設置
45.11.26	公害対策審議会を開催し、日本水素工業(株)小名浜工場コークス炉増設問題について諮問(45.12.25 答申)
45.12.25	工場実態調査、重金属環境大気調査、政府米の配給を実施(農家保有米と交換)
46. 5.19	小名浜製錬(株)小名浜製錬所増設計画に伴う公害防止対策について、公害対策審議会へ諮問(46. 6. 7 答申)
46. 9.30	悪臭防止法の制定 いわき市公害防止条例制定(46.11. 1 施行)
46.10. 1	大気汚染防止法の一部事務委任
46.11.11	藤原川において、多数のへい死魚発生
47. 1. 1	いわき市公害対策センター設置(福島県公害対策センターが同所に併設され、職員は県・市併任)
47. 2.16	本多電気(株)いわき工場と公害防止協定締結
47. 2.29	いわきレミコン(株)と公害防止協定締結
47. 3.31	水質汚濁に係る環境基準(COD)の水域類型指定:小名浜港
47. 5. 1	テレメータリングシステムによる大気汚染の常時監視開始
47. 5. 8	大気汚染常時監視要綱施行
47. 5.11	古河機械金属(株)(現・古河電子(株)いわき工場)と公害防止協定締結
47. 5.13	騒音規制法に基づく指定地域の基準設定
48. 3.31	水質汚濁に係る環境基準(BOD)の水域類型指定:藤原川等 2 水域 水質汚濁に係る環境基準(COD)の水域類型指定:常磐沿岸海域
48. 5. 1	公害課を公害対策課と改称(機構改革)
48. 7. 1	悪臭防止法に基づく地域の指定
48. 7.20	悪臭防止法の一部事務委任
49. 2.16	菱邦リサイクル(株)と公害防止協定締結(のちに東邦亜鉛(株)と合併)

年 月 日	事 項
49. 3.26	水質汚濁に係る環境基準(BOD)の水域類型指定:夏井川(好間川合流点より上流)等 4 水域 水質汚濁に係る環境基準(COD)の水域類型指定:いわき市地先海域(漁港内を除く)等6水域
49. 5. 1	水質汚濁防止法の一部事務委任
49.12.27	いわき地域公害防止計画(第 1 期)について内閣総理大臣の承認を得る(基礎調査 昭和 47 年度)
50. 5. 1	市公害防止資金融資要綱に基づき貸付制度を実施
51. 3.31	水質汚濁に係る環境基準(BOD)の水域類型指定:大久川および小久川等4水域
51. 6.10	振動規制法制定(51.12. 1 施行)
51. 9. 9	古河電池(株)いわき事業所と公害防止協定締結
51. 9.28	K値規制の第8次改定・適用開始
51.12. 1	振動規制法の一部事務委任
51.12. 7	藤原川において大量のへい死魚発生
53. 4. 7	水質汚濁に係る環境基準(COD)の水域類型指定:常磐沿岸海域(小名浜港沖)
53. 7.11	二酸化窒素に係る環境基準の改定
53. 7.20	(株)クリナップステンレス加工センター鹿島アート工場と公害防止協定締結
53. 9.18	三菱東京製薬(株)いわき工場(現・(株)エーピーアイコーポレーションいわき工場)と公害防止協定締結
53.11.24	帝国臓器製薬(株)いわき工場(現・あすか製薬(株)いわき工場)と公害防止協定締結
54. 3. 1	騒音規制法に基づく地域の指定(改定) 悪臭防止法に基づく規制基準の設定(改定) 振動規制法に基づく地域の指定並びに規制基準の設定
54. 3.28	昭和 49 年 2 月 16 日までに締結した、17 企業の公害防止協定を全面改正
54. 5. 8	水質汚濁防止法施行令の一部改正(特定施設の追加)
54. 8. 2	窒素酸化物の第 4 次規制公布
55. 3.18	いわき地域公害防止計画(第2期)について内閣総理大臣の承認を得る
57. 3. 3	深夜騒音等に係る福島県産業公害防止条例の一部改正公布
57.10. 1	深夜騒音等に係る規制地域の指定
58. 4. 1	いわき市公害防止条例の一部改正
59. 4. 1	いわき市公害処理委員会規則の一部改正
60. 3. 8	いわき地域公害防止計画(第3期)について内閣総理大臣の承認を得る
60. 3.26	騒音規制法、振動規制法に基づく地域の指定並びに規制基準の設定(改正)
61. 4. 1	大気汚染常時監視測定局の市への全面移管及び適正配置の実施
62. 5.14	いわきの水をきれいにする市民の連絡会の結成
63. 3.31	公害モニターを市民モニターへ統合
元. 3. 1	日本エレクトロニクス(株)いわき電子センターと公害防止協定締結
元. 4. 1	環境衛生課と統合し、環境保全課公害対策係となる(機構改革)
元. 5.30	ケミクレア(株)小名浜工場と公害防止協定締結
2. 3.13	いわき地域公害防止計画(第4期)について内閣総理大臣の承認を得る
2. 4.23	(株)浮間化学研究所小名浜工場と公害防止協定締結
2. 6.22	水質汚濁防止法の一部改正(生活排水対策の法制化)
2. 6.27	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の制定(同日施行)

年 月 日	事 項
3. 4. 1	市内4ゴルフ場と環境保全協定締結 ・(株)エバグリーンゴルフ倶楽部(エバグリーンゴルフクラブ(現・サラブレットカントリークラブ)) ・(株)日本ロイヤルクラブ(勿来VIPロイヤルカントリー倶楽部(現・勿来 TAIGA カントリークラブ)) ・(株)勿来(五浦庭園カントリークラブ)
3. 7.17	・東京湾観光(株)(小名浜スプリングスホテル&ゴルフ倶楽部(現・小名浜オーシャンホテル&ゴルフクラブ)) 市内2ゴルフ場と環境保全協定締結 ・(株)いわきリゾート(久之浜カントリー倶楽部)
3.10.30	・日本鋼管不動産(株)(NKFいわきリゾート(現・パイロンネルソンカントリークラブ))
3.12.25	日産自動車(株)いわき工場と公害防止協定締結
4. 3. 1	鶴見鋼管(株)本社工場と公害防止協定締結
4. 9. 7	平字正内町地内に自動車排出ガス測定局設置
5. 1.20	呉羽環境(株)と公害防止協定締結
5. 3. 8	(株)サンテックいわきと公害防止協定締結
5. 4.28	公害対策基本法第9条に基づく水質汚濁に係る環境基準の一部改正
5.11.19	(株)磐城グリーンヒルズ(いわきグリーンヒルズカントリークラブ)と環境保全協定締結
6. 2. 1	環境基本法制定(公害対策基本法は廃止)
6. 3.13	水質汚濁防止法に基づく排水規制、地下浸透水の浸透規制等の有害物質の追加:13 物質)
6. 4. 8	いわき地域公害防止計画(第5期)について内閣総理大臣の承認を得る
6. 6.28	(株)ヴィラージュ・アザリアと環境保全協定締結
7. 4.26	トラスト企画(株)と公害防止協定締結
7. 7.10	(株)ウィズウェイストジャパン小野事業所と公害防止協定締結
8. 3.26	薄磯海岸が「日本の渚・百選」に認定
8. 6. 5	福島県環境基本条例公布(同日施行)
8. 7.16	水質汚濁防止法の一部改正(地下水水質の浄化等 9.4.1 施行)
9. 3.31	福島県生活環境の保全等に関する条例公布(福島県産業公害等防止条例は廃止)
9. 4. 1	いわき市環境基本条例制定(9.4.1 施行)
9. 8.28	いわき市公害対策センターが独立機関として発足(福島県いわき公害対策センターが廃止され、福島県環境センターいわき支所発足、職員の県・市併任が解任) 日化新菱(株)と公害防止協定締結
9. 8.29	いわき大王製紙(株)と公害防止協定締結
9.12.24	大気汚染防止法施行令の一部改正(ダイオキシン類を指定物質に追加 9.12.1 施行) じゃんがら念仏踊りの音、薄磯海岸の潮騒とかもめの鳴き声、豊間海岸の鳴き砂の音が「うつくしまの音 30 景」に認定
10. 3.13	水質汚濁に係る環境基準(全窒素及び全磷)の水域類型指定:小名浜港
10. 4.10	大気汚染防止法施行規則の一部改正(廃棄物焼却炉に係るばいじんの規制強化 10. 7. 1 施行)
10. 6. 5	水環境保全に向けた取組のための要調査項目(300)の選定
10. 9.30	騒音に係る環境基準の改正
11. 3. 3	いわき市環境基本計画策定
11. 3.17	騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく地域の指定、並びに規制基準の設定 (中核市移行に伴い市長告示 11. 4. 1 施行)
	いわき市大気汚染常時監視要綱の策定
11. 3.31	福島県環境センターいわき支所廃止

年 月 日	事 項
11. 4. 1	大気汚染防止法に基づく発生源の監視義務・規制権限が、中核市移行に伴い、県からいわき市に移行し、いわき市環境監視センターが担当
11. 4. 3	環境保全課内に産業廃棄物対策室を設置
11. 4.30	公害防止協定締結工場等のうち、10 工場といわき市大気汚染常時監視要綱の運用に関する覚書を締結
12. 1.15	ダイオキシン類対策特別措置法施行
12. 2.24	いわき地域公害防止計画(第6期)について内閣総理大臣の承認を得る
12. 4. 1	環境保全課を環境課と改称(機構改革)
12. 5.11	いわき市環境アドバイザー制度を設置する
12. 7.11	騒音規制法に基づく市長告示の一部改正
13. 3.27	(自動車騒音の限度に係る指定区域の変更 同日施行)
13.10.19	水質汚濁に係る環境基準(全窒素及び全リン)の水域類型指定の告示:小名浜港
15. 2.15	環境にやさしいくらしかたをすすめる会が設立される
16. 3.10	土壌汚染対策法施行
16. 5.26	サミット小名浜エスパワー(株)と公害防止協定締結 大気汚染防止法の一部改正
17. 3.17	(VOC の排出抑制 17.6.1 施行、VOC の排出規制等に係る施行は 18.4.1)
17. 3.31	いわき地域公害防止計画(第7期)について環境大臣の同意を得る
17. 5.27	いわき市環境基本計画一部改定
17. 6.10	大気汚染防止法施行令の一部改正(VOC 規制対象外の8物質の設定等 17.6.1 施行) 大気汚染防止法施行令の一部改正 (VOC 排出施設設置者に対する報告徴収等の追加 18.4.1 施行)
17. 7. 1	大気汚染防止法施行規則の一部改正(排出基準の設定等 18.4.1 施行)
17.12.21	石綿障害予防規則施行(石綿ばく露防止対策の徹底) 大気汚染防止法施行令の一部改正(特定建築材料の種類の拡大等 18.3.1 施行)
18. 2.10	大気汚染防止法施行規則の一部改正(作業基準の強化 18.3.1 施行) 大気汚染防止法の一部改正
18. 3.24	(特定粉じん排出等作業の規制対象に工作物を追加 18.10.1 施行) 水質汚濁に係る環境基準(BOD)の水域類型指定:大久川および小久川等 4 水域
19. 3.30	水質汚濁に係る環境基準(全窒素及び全リン)の水域類型指定:小名浜港
19. 4. 1	水生生物の保全に係る環境基準の水域類型指定:夏井川等7水域
19. 8.28	環境課を環境企画課に、公害対策センターを環境監視センターに改称(機構改革)
19.10.5	(株)クリーンコールパワー研究所と公害防止協定締結 水質汚濁に係る環境基準(BOD)の水域類型指定
20. 3.18	(S49.3.26 指定の類型のうち、夏井川(好間川合流点より下流)1水域について類型変更)
20. 7.17	水生生物の保全に係る環境基準の水域類型指定:大久川及び小久川
21. 4.24	第一三共プロファーマ(株)と公害防止協定締結
21. 9. 9	土壌汚染対策法の一部改正 (土壌汚染の状況把握の制度拡充、汚染土壌処理業の新設等 22.4.1 施行)
21.11.30	微小粒子状物質(PM _{2.5})に係る環境基準の設定 公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加及び基準値の変更 地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目の追加及び項目・基準値の変更 (1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマーの項目追加等)

年 月 日	事 項
22. 5.10	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正 (自主測定結果の改ざん等に対する罰則、事業者の責務規定の創設等 22.8.10 一部施行)
22. 6. 1	排水基準を定める省令の一部改正(ほう素化合物等に係る暫定排水基準の適用期間延長 22.7.1 施行)
22. 9.29	ゴルフ場農薬指導指針の一部改正(指針値設定農薬の追加・削除及び指針値の見直し)
22.12.14	水質汚濁に係る環境基準(全窒素及び全リン)の暫定目標見直し:小名浜港水域の暫定目標の撤廃
22.12.17	福島県生活環境の保全等に関する条例の一部改正(事業者の責務規定の創設等 22.12.17 一部施行)
22.12.24	小名浜石油㈱と公害防止協定締結
23.3.11	大気汚染防止法、水質汚濁防止法一部改正(指定物質の指定等 23.4.1 施行) 福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則改正 (指定事業場排水等の汚染状態の測定等 24.4.1 一部施行)
23.3.15	騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく地域の指定(改定)
23.4.27	環境影響評価法の一部改正(交付金事業を対象事業に追加、手続きの変更等 24.10.1 一部施行)
23.10.27	水質汚濁に係る環境基準について一部改正(1,1-ジクロロエチレンの排水基準変更等 23.11.1 施行)
24.3.27	水質汚濁防止法施行規則等の一部改正(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等 24.6.1 施行)
24.5.23	水質汚濁防止法施行令等の一部改正(有害物質、指定物質及び、特定施設の追加 24.5.25 施行)
24.8.22	水質汚濁に係る環境基準の一部改正(生活環境項目追加)
24.9.21	水質汚濁防止法施行令の一部改正(指定物質としてノニルフェノールの追加 24.10.1 施行)
24.9.26	水質汚濁防止法施行令の一部改正(指定物質としてヘキサメチレンテトラミンの追加 24.10.1 施行)
25.3.6	大気汚染防止法施行規則の一部改正(VOC濃度の測定に係る規定について改正)
25.3.27	水質汚濁に係る環境基準の一部改正(環境基準に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の追加、要監視項目として、4-tert-オクチルフェノール等の追加)
25.6.10	排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部改正 (ほう素及びその化合物等 3 項目について暫定排水基準の適用期間を延長 25.7.1 施行)
25.6.18	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正(水濁基準値が定められている農薬について指針値を設定)
26.3.20	土壌の汚染に係る環境基準について一部改正(1,1-ジクロロエチレンの土壌環境基準の見直し)
26.3.31	要調査項目リストの改訂
26.5.29	大気汚染防止法の一部改正(建物解体時の石綿の飛散防止対策について 26.6.1 施行)